

2017年度（平成29年度）就学確認書

この確認書は、クイーンズランド補習校ブリスベン校（以下「補習校」という）での就学に際して、保護者の方々に事前に十分ご理解を頂く必要がある内容になります。必ず手続を行う前に内容についてご理解下さいますよう宜しくお願い致します。通学される幼児・児童・生徒については、この趣旨に則った行動をとって頂くことについて保護者としての責任を負って頂くものになります。

なお、内容についてご質問のある方は運営委員会までお問い合わせ下さい。

1. 補習校の位置付け

補習校は、主として海外の現地校に通学する日本人の子女である幼児・児童・生徒が日本へ帰国後、日本国内の学校に再び編入した際にスムーズに適応できるよう、日本への基幹教科の教育内容を日本語によって学習する為に設立された教育施設です。従って、当校では①日本の教科書を使用し、②文部科学省で定められた学習指導要領に則って教育を行います。ただし日本に帰国する意思のない永住者や外国籍の子女であっても、当校の教育内容を理解し、日本語による授業に支障がなく、かつ当校で定める規則に従って就学する限り、入学・編入を認めることができるものとしております。

2. 補習校における教育

補習校は日本語を教える日本語学校・日本語塾ではなく、日本の該当学年相応の日本語能力を有していることを前提に、日本の該当学年の学習指導要領に基づいた教育を行う補習授業校になります。編入学年は日本での該当学年と同様になります。飛び級は認めません。当該授業に対応できる日本語能力を有しない場合には、入学・編入を許可しないこともあります。

当校の教員は、授業日に教員として授業を行うことを契約した方々になりますが、普段は別途職業に就いていたり、該当教員免許を有していない場合もあります。補習校での授業を適切に遂行する熱意と能力を有することは確認していますが、それ以外の範囲についてはその職務に含まれておらず、日本での学校における教員の立場とは明らかに位置付けが異なります。従って子供に対する家庭での学習指導、授業日の登下校指導は保護者の責任として厳格に遂行されなければなりません。

3. 補習校の運営

補習校は、在外教育施設と呼ばれる私立教育施設で、日本国政府より支援を受け、日本国憲法第26条に定められる義務教育内容の一部を提供しています。私立であるため補習校の就学はあくまでも任意であり、補習校の定員および幼児・児童、生徒の受け入れの可否については、運営委員会が決定しております。

補習校の運営はブリスベン日本クラブ（英語名：Japanese Club of Brisbane Incorporated 以下、JCB）が母体となっており、JCBで選出される教育担当理事が、運営委員長、副運営委員長として選出され、校長、教頭、保護者会役員を加えた組織として運営委員会を形成し、運営を担います。よって、当校に就学する為にはその保護者がJCBの会員となり、会費を納めることが条件になります。

教育方針、授業計画の策定等の学校組織の運営は、日本政府からの派遣教員である校長に委託しております。教員の採用は、校長の意見具申に基づいて運営委員会が行います。

補習校は、非営利団体であり、学校運営の多くの部分を幼児・児童・生徒の保護者の集まりである保護者会による支援に依存しております。よって、学校運営に関する保護者会としての活動に参加することは保護者の責務であり、授業料を納入している、あるいは、仕事がある等の理由によってこの責務を免れることは許容されません。

補習校は、その活動中の幼児・児童・生徒の安全確保にはできるだけだけの努力を払うものとしませんが、何らかの理由によって怪我、病気、死亡等の事故が起こったとしても、別途提出される Deed Of Release（免責同意書）の通り、補習校及びその運営母体である JCB の関係者が責任を負うことは一切ありません。補習校として最低限の傷害保険に加入してはいますが、適用範囲が限定されていることから、基本として、怪我、病気の治療費は個々の責任で手配される必要があります。

補習校に就学する幼児・児童・生徒の保護者は、クイーンズランド補習授業校の「クイーンズランド補習授業校規約」、「同保護者会規約」、並びに都度校長や担任の先生から発信される「学校での決まり」を遵守し、子女に対しても当該規約・決まりを遵守させることの責任を負うものとし、また、これらに違反した場合には、上記補習授業校規約第 53 条に定める処分を受け入れるものとし、

補習授業校に就学する幼児・児童・生徒の保護者は、本書面記載の全ての事項について理解、承諾するものとし、その上で補習授業校への入学および更新の手続きを申請するものとし、

以上

お問い合わせ先

クイーンズランド補習授業校
ブリスベン校運営委員会

Email: info@jc-b.com/Tel: 07-3870-0360 (補習校事務対応: 火・木)